

官報 号外

令和四年四月六日

○第二百八回 参議院会議録第十四号

令和四年四月六日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十四号

令和四年四月六日

午前十時開議

- 第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一より第四まで
- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

令和四年四月六日 参議院会議録第十四号

一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

日程第三 国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長徳茂雅之さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔徳茂雅之君登壇、拍手〕

○徳茂雅之君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の令和三年八月十日付けの職員の給与の改定に関する報告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行ううとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与

改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額の改定を行うおとするものであります。

次に、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、人事院の令和三年八月十日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、人事院報告を踏まえた今回の給与改定の在り方、国家公務員が育児休業を取得しやすい環境整備、国家公務員の人材確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より一般職給与法等改正案に反対、特別職給与法改正案及び国家公務員育児休業法等改正案に賛成の旨の意見が述べられました。次いで、順次採決の結果、一般職給与法等改正案は多数をもって、特別職給与法改正案及び国家公務員育児休業法等改正案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第四 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長馬場成志さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔馬場成志君登壇、拍手〕

○馬場成志君 ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の期末手当を改定するものであります。

委員会におきましては、本法律案に基づく期末手当の減額調整、自衛隊独自の人事給与制度創設の必要性、防衛大学校等の受験の状況と卒業後の任官辞退への対応、自衛官退職後の生活基盤の確保等について質疑が行われましたが、詳細は会議

令和四年四月六日 参議院会議録第十四号 一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案外二件 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長福岡資麿さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(福岡資麿君登壇、拍手)

○福岡資麿君 たいだいま議題となりました三法律

案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員に令和四年六月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに伴い、国会議員が同月に受ける期末手当等に関する特例措置を講じようとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員に令和四年六月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに伴い、国会議員の秘書が同月に受ける期末手当等に関する特例措置を講じようとするものであります。

最後に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数の制限を緩和しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案はそれぞれ全会一致をもって、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。(拍手)

次に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。午前十時十三分散会

出席者は左のとおり。

議員	伊藤 岳君	岩淵 友君
	武田 良介君	吉良よし子君
	芳賀 道也君	山添 拓君
	大門実紀史君	矢田わか子君
	田村 智子君	倉林 明子君
	紙 智子君	山下 芳生君
	井上 哲土君	上田 清司君
	浜野 喜史君	市田 忠義君
	小池 晃君	榛葉賀津也君
	足立 信也君	大塚 耕平君
	小林 正夫君	山崎真之輔君
	下野 六太君	田村 まみ君

安江 伸夫君	高橋 光男君
伊藤 孝恵君	塩田 博昭君
竹内 真二君	浜口 誠君
三浦 信祐君	高瀬 弘美君
磯崎 哲史君	伊藤 孝江君
里見 隆治君	熊野 正士君
川合 孝典君	宮崎 勝君
佐々木さやか君	杉 久武君
矢倉 克夫君	平木 大作君
新妻 秀規君	石田 昌宏君
若松 謙維君	石川 博崇君
竹谷とし子君	秋野 公造君
柳田 稔君	横山 信一君
山本 香苗君	河野 義博君
山本 昌良君	石井 正弘君
山本 博司君	谷合 正明君
磯崎 仁彦君	西田 実仁君
山口那津男君	二之湯 智君
高橋はるみ君	橋本 聖子君
加田 裕之君	岩本 剛人君
三浦 靖君	本田 颯子君
清水 真人君	元榮太一郎君
山田 宏君	和田 政宗君
足立 敏之君	青山 繁晴君
そのだ修光君	阿達 雅志君
山下 雄平君	森屋 宏君
大野 泰正君	太田 房江君
北村 経夫君	古賀友一郎君
三原じゅん子君	長谷川 岳君
上野 通子君	石井 浩郎君
赤池 誠章君	宮沢 洋一君
中川 雅治君	松村 祥史君
水落 敏栄君	宇都 隆史君
渡辺 猛之君	中西 祐介君
大家 敏志君	岡田 広君
松山 政司君	増子 輝彦君
山谷えり子君	須藤 元氣君

尾辻 秀久君	山崎 正昭君	武見 敬三君	櫻井 充君	藤末 健三君	猪口 邦子君	山本 順三君	佐藤 正久君	丸川 珠代君	柘植 芳文君	豊田 俊郎君	羽生田 俊君	進藤金日子君	佐藤 啓君	徳茂 雅之君	松川 るい君	ながえ孝子君	浜田 聡君	有村 治子君	関口 昌一君	野上浩太郎君	藤川 政人君	岡田 直樹君	石井 準一君	森 まさこ君	江島 潔君	高橋 克法君	舞立 昇治君	堀井 巖君	高野光二郎君	小川 克巳君	朝日健太郎君	宮島 喜文君	吉川ゆうみ君	山田 太郎君	安達 澄君	高良 鉄美君
中曾根弘文君	芝 博一君	衛藤 晟一君	鶴保 庸介君	牧山ひろえ君	片山さつき君	松下 新平君	佐藤 信秋君	古川 俊治君	堂故 茂君	滝沢 求君	長峯 誠君	馬場 成志君	自見はなこ君	こやり隆史君	中西 哲君	竹内 功君	伊波 洋一君	嘉田由紀子君	野村 哲郎君	世耕 弘成君	藤井 基之君	牧野たかお君	福岡 資麿君	西田 昌司君	山田 俊男君	青木 一彦君	酒井 庸行君	上月 良祐君	三木 亨君	小野田紀美君	今井絵理子君	藤木 眞也君	比嘉奈津美君	三宅 伸吾君	寺田 静君	平山佐知子君

宮口 治子君	小沼 巧君	塩村あやか君	石垣のりこ君	横沢 高德君	打越さく良君	熊谷 裕人君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	真山 勇一君	野田 国義君	徳永 エリ君	難波 奨二君	川田 龍平君	青木 愛君	森 ゆうこ君	那谷屋正義君	福島みずほ君	長浜 博行君	音喜多 駿君	柳ヶ瀬裕文君	片山 大介君	浅田 均君	宮沢 由佳君	東 徹君	小西 洋之君	石井 章君	江崎 孝君	鈴木 宗男君	船後 靖彦君	羽田 次郎君	田島麻衣子君	岸 真紀子君	石川 大我君	森屋 隆君	小沢 雅仁君	勝部 賢志君	古賀 之士君	吉田 忠智君	森本 真治君	齋藤 嘉隆君	田名部匡代君	吉川 沙織君	蓮 舩君	水岡 俊一君	白 眞勲君	福山 哲郎君	郡司 彰君	鉢呂 吉雄君	梅村みずほ君	高木かおり君	石井 苗子君	梅村 聡君	清水 貴之君	柴田 巧君	石橋 通宏君	室井 邦彦君	有田 芳生君	木村 英子君	岸 信夫君	二之湯 智君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

議長の報告事項
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	総務委員	財政金融委員	農林水産委員	経済産業委員	予算委員	決算委員
下野 六太君	宮本 周司君	足立 敏之君	足立 敏之君	濱田 昌良君	金子原二郎君	今井絵理子君
補欠 濱田 昌良君	補欠 金子原二郎君	補欠 末松 信介君	補欠 末松 信介君	補欠 下野 六太君	補欠 宮本 周司君	補欠 比嘉奈津美君

行政監視委員

竹内 真二君	高瀬 弘美君	芳賀 道也君	田村 まみ君	武田 良介君	倉林 明子君	小野田紀美君	小川 克巳君	石橋 通宏君	打越さく良君	江崎 孝君	森屋 隆君	蓮 舩君	田島麻衣子君	高瀬 弘美君	塩田 博昭君	西田 実仁君	山本 博司君	三浦 信祐君	高橋 光男君	横山 信一君	矢倉 克夫君	伊藤 孝恵君	柳田 稔君	伊波 洋一君	高良 鉄美君	
補欠 倉林 明子君	補欠 小川 克巳君	補欠 打越さく良君	補欠 森屋 隆君	補欠 田島麻衣子君	補欠 塩田 博昭君	補欠 山本 博司君	補欠 高橋 光男君	補欠 矢倉 克夫君	補欠 柳田 稔君	補欠 高良 鉄美君	補欠 山田 俊男君	補欠 竹内 真二君	補欠 三浦 信祐君	補欠 井上 哲士君	補欠 西田 実仁君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

令和四年四月六日 参議院会議録第十四号 議長の報告事項

法務委員

辞任

山下 雄平君
真山 勇一君

補欠
世耕 弘成君
白、眞敷君

外交防衛委員

辞任

山口那津男君

補欠
若松 謙維君

財政金融委員

辞任

山本 博司君

補欠
里見 隆治君

文政科学委員

辞任

世耕 弘成君

補欠
山下 雄平君

厚生労働委員

辞任

田村 まみ君

補欠
舟山 康江君

農林水産委員

辞任

舟山 康江君

補欠
田村 まみ君

経済産業委員

辞任

宮本 周司君
里見 隆治君

補欠
舞立 昇治君
山本 博司君

国土交通委員

辞任

白 眞敷君

補欠
眞山 勇一君

予算委員

辞任

今井絵理子君
小野田紀美君
石橋 通宏君
江崎 孝君
蓮 舫君
里見 隆治君

補欠
比嘉奈津美君
小川 克巳君
打越さく良君
森屋 隆君
田島麻衣子君
矢倉 克夫君

決算委員

辞任

朝日健太郎君
上月 良祐君
酒井 庸行君
比嘉奈津美君

補欠
清水 真人君
西田 昌司君
高橋 克法君
今井絵理子君
竹内 眞二君
佐々木さやか君
武田 良介君

行政監視委員

辞任

小川 克巳君
打越さく良君
田島麻衣子君
森屋 隆君
塩田 博昭君
高橋 光男君
矢倉 克夫君
山本 博司君
柳田 稔君

補欠
小野田紀美君
石橋 通宏君
蓮 舫君
江崎 孝君
高橋 弘美君
三浦 信祐君
横山 信一君
西田 実仁君
伊藤 孝恵君

議院運営委員

辞任

清水 真人君
竹内 眞二君
三浦 信祐君
井上 哲士君

補欠
朝日健太郎君
塩田 博昭君
高橋 光男君
倉林 明子君

懲罰委員

辞任

西田 実仁君

補欠
山本 博司君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
行政監視委員会
理事 北村 経夫君 (北村経夫君の補欠)
理事 そのだ修光君 (そのだ修光君の補欠)

理事 古賀 之士君 (古賀之士君の補欠)

理事 鈴木 宗男君 (鈴木宗男君の補欠)

理事 吉良よし子君 (吉良よし子君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)

農林水産委員会に付託

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

国土交通委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

博物館法の一部を改正する法律案(閣法第三一八号)

文政科学委員会に付託

貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

経済産業委員会に付託

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任
宮本 周司君
山口那津男君
芳賀 道也君

補欠
舞立 昇治君
若松 謙維君
舟山 康江君

辞任
世耕 弘成君
白 眞敷君

補欠
山下 雄平君
眞山 勇一君

辞任
若松 謙維君
山口那津男君

補欠
眞山 勇一君

辞任
世耕 弘成君
白 眞敷君

補欠
山下 雄平君

辞任
若松 謙維君
山口那津男君

補欠
眞山 勇一君

辞任
世耕 弘成君
白 眞敷君

補欠
山下 雄平君

辞任
若松 謙維君
山口那津男君

補欠
眞山 勇一君

辞任
世耕 弘成君
白 眞敷君

補欠
山下 雄平君

辞任
若松 謙維君
山口那津男君

補欠
眞山 勇一君

辞任
世耕 弘成君
白 眞敷君

補欠
山下 雄平君

辞任
若松 謙維君
山口那津男君

補欠
眞山 勇一君

財政金融委員

辞任

里見 隆治君

補欠
山本 博司君

文政科学委員

辞任

山下 雄平君

補欠
世耕 弘成君

厚生労働委員

辞任

舟山 康江君

補欠
田村 まみ君
武田 良介君

農林水産委員

辞任

田村 まみ君

補欠
芳賀 道也君

経済産業委員

辞任

舞立 昇治君
山本 博司君

補欠
宮本 周司君
里見 隆治君

国土交通委員

辞任

眞山 勇一君

補欠
白 眞敷君
倉林 明子君

予算委員

辞任

進藤金日子君
三木 亨君
若松 謙維君
芳賀 道也君

補欠
宇都 隆史君
西田 昌司君
竹内 眞二君
田村 まみ君

決算委員

辞任

宇都 隆史君
太田 房江君
清水 真人君
高橋 克法君

補欠
本田 顕子君
小野田紀美君
山田 俊男君
酒井 庸行君

中川 雅治君 堂故 茂君
 西田 昌司君 三木 亨君
 羽田 次郎君 田名部匡代君
 竹内 真二君 若松 謙維君
 田村 まみ君 矢田わか子君
 柴田 巧君 清水 貴之君

行政監視委員
 補欠

小野田紀美君 太田 房江君
 堂故 茂君 中川 雅治君
 清水 貴之君 柴田 巧君
 高良 鉄美君 伊波 洋一君

議院運営委員
 補欠

本田 顕子君 進藤金日子君
 山田 俊男君 清水 真人君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

小野田紀美君 森屋 宏君
 小沼 巧君 宮口 治子君
 宮崎 勝君 下野 六太君

資源エネルギーに関する調査会委員
 補欠

塩村あやか君 古賀 之上君
 舟山 康江君 浜野 喜史君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

古賀友一郎君 自見はなこ君
 有田 芳生君 江崎 孝君
 杉尾 秀哉君 石垣のりこ君
 平木 大作君 安江 伸夫君

川合 孝典君 小林 正夫君
 矢田わか子君 芳賀 道也君
 山下 芳生君 大門実紀史君
 渡辺 喜美君 浜田 聡君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会
 理事 浜田 昌良君 (浜田昌良君の補欠)
 経済産業委員会
 理事 堀井 巖君 (宮本周司君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関法第五九号)
 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(関法第六〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案(落合貴之君外九名提出)(衆第二四号)
 ことも基本法案(加藤勝信君外十名提出)(衆第二五号)

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一三二号)
 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(関法第二六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。
 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(関法第一六号)審査報告書
 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第七号)審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(関法第八号)審査報告書
 国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(関法第九号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。
 参議院議員牧山ひろえ君提出ウクライナ情勢を受けた経済制裁措置に関する質問に対する答弁書(第三二号)

参議院議員牧山ひろえ君提出国際協力銀行によるロシア向け融資について今後の対応に関する質問に対する答弁書(第三二号)
 参議院議員牧山ひろえ君提出賃上げ税制に係るマルチステークホルダー経営宣言に関する質問に対する答弁書(第三三号)

本日委員長から次の報告書が提出された。
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一三三号)審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)審査報告書
 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号)審査報告書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
 右は多数をもって可決すべきものと議決した。
 よって要領書を添えて報告する。
 令和四年四月五日
 内閣委員長 徳茂 雅之
 参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
 本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和三年八月十日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の期末手当の額の改定を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
 一、費用
 本法施行のため、別に費用を要しない。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
 令和四年三月十日
 衆議院議長 細田 博之
 参議院議長 山東 昭子殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
 第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように

改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第七條第二項

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第八條第二項

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第二条 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(第一号口において「新給与法」という。)第十九条の四第二項(同条第三項、第二条第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与

及び勤務時間の特例に関する法律第七條第二項又は第二条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び一般職の職員の給与に関する法律(以下この項及び附則第四条において「給与法」という。)第十九条の四第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十三條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七十七号)第五條第一項、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三條第二項、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八條の五第二項若しくは第八十九條の五第二項、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第十九條第二項又は令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)第二十七條第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与法の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合にお

いて、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 再任用職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロから二までに掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五

ロ 新給与法第十九條の四第二項に規定する特定管理職員(次号口において「特定管理職員」という。) 百七・五分の十五

ハ 給与法別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員(次号ハにおいて「指定職職員」という。) 六十七・五分の十

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第五條第一項に規定する第一号任期付研究員若しくは第二号任期付研究員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七條第一項に規定する特定任期付職員 百六十七・五分の十

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロ及びハに掲げる職員以外の職員 七十

二 五分の十

ロ 特定管理職員 六十二・五分の十

ハ 指定職職員 三十五分の五

2 令和三年十二月に防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)その他の人事院規則で定める法令の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日(同日前一

箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与法の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得たとあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者」との権衡を考慮して人事院規則で定める」とする。

(人事院規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち給与法第十九條の四第三項の改正規定中「百分の六十七・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に改める。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年四月五日

内閣委員長 徳茂 雅之
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の期末手当の額の改定を

行おうとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
令和四年三月十日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二ただし書中「百分の百二十七・五を百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(令和四年六月に支給する期末手当に関する特別措置)

2 令和四年六月の内閣総理大臣等(特別職の職員の給与に関する法律第二条に規定する内閣総理大臣等をい、同法第一条第四十四号に規定する秘書官を除く。)の期末手当の支給についてこの法律の規定による改正後の同法第七條の二の規定の適用については、同条ただし書中

「あるのは」とあるのは「あるのは」とし、「同条第五項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第二条第一項第一号イ中「百二十七・五分の十五」とあるのは「百六十七・五分の十」とし、一般職給与法第十九條の四第五項」とする。
(政令への委任)
3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書
国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
令和四年四月五日
内閣委員長 徳茂 雅之
参議院議長 山東 昭子殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和三年八月十日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
令和四年三月十日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子殿

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)
第一条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「既に」の下に「二回の」を加え、「当該子の出生の日から勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子の出生の日から勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子の出生の日から勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子の出生の日から勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子の出生の日から勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子の出生の日から勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間内に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三條の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

令和四年四月六日 参議院会議録第十四号

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業
除法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第二十七条第一項中「第三条第一項ただし書」を「第三条第一項第一号」に改め、同項の表第三条第

一項の項中

任命権者
自衛隊法(昭和二十九年法律
第六十五号)第三十一条第
一項の規定により同法第二
条第五項に規定する隊員の任免
について権限を有する者(以
下「任命権者」という。)

任命権者
自衛隊法(昭和
二十九年法律
第六十五号)第
一項の規定によ
る隊員の任免
について権限
(以下「任命権者」

二十九年法
第三十一条
り同法第二
る隊員の任
を有する者
という。)

に改め、

人事院規則で
定める特別の
事情

政令で定める特別の事情

を削る。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行
う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の
一部を改正する法律の一部改正)

第二条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護
を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険
法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十
八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し中「公務員」を「地方公務
員」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中
「に対する第一条の規定」の下に「(附則第一條第
一号に掲げる規定を除く。)」を加え、同項を同
条とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。ただし、第二条の規定は、公布の日から
起算して三月を超えない範囲内において政令で
定める日から施行する。

2 (独立行政法人通則法の一部改正)
独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三
号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第二号中「及び第七十條の
四第二項を」第七十條の四第二項に、「並び
に」を「及び」に改め、同条第四項中「第三條第一
項」を「第三條第一項第一号」に、「同法第三條第
一項」を「同項」に改め、同条第五項中「同法第十
二條第三項第四号」を「同号」に、「同法第三十九
條第十項」を「同項」に改める。

審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。
令和四年四月五日

外交防衛委員長 馬場 成志
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じ
て防衛省職員の期末手当を改定する措置を講じ
ようとするものであつて、おおむね妥当な措置
と認める。

一、費用
本法律案施行のため、別に費用を要しない。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年三月二十九日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部
を改正する法律

防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十
七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改
正する。

第十八條の二の二、第二十五條第三項及び第二
十五條の二第三項中「百分の百二十七・五」を「百
分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の
百六十二・五」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(令和四年六月に支給する期末手当に関する特
例措置)
第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律(以

下この条において「法」という。第十八條の二第
一項又はこの法律による改正後の法第十八條の
二の二、第二十五條第三項若しくは第二十五條
の二第三項の規定によりその例によることとさ
れる一般職の職員の給与に関する法律等の一部
を改正する法律(令和四年法律第 号)附則
第二条の規定の適用については、同条第一項第
一号二中「又は一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する法律」とあるのは、「一般職
の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法
律」と、「特定任期付職員」とあるのは「特定任期
付職員又は防衛省の職員の給与等に関する法律
(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四條第一
項に規定する常勤の防衛大臣政策参与、学生若
しくは生徒」と、同条第二項中「防衛省の職員の
給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百
六十六号)」とあるのは「一般職の職員の給与に
関する法律」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に關し必要な事項は、政令で定める。
(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部
改正)

第四条 国家公務員法等の一部を改正する法律
(令和三年法律第六十一号)の一部を次のように
改正する。

第九条のうち防衛省の職員の給与等に関する
法律第十八條の二第一項の改正規定中「百分の
百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七
十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百
七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」
を「百分の五十七・五」に、「百分の六十七・
五」を「百分の六十二・五」に、「百分の三十五」
を「百分の三十二・五」に改める。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年四月六日

議院運営委員長 福岡 資麿

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内閣総理大臣等の特別職の国家公務員に令和四年六月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに伴い、各議院の議長、副議長及び議員が同月に受ける期末手当等に関する特例措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和四年三月十七日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 山東 昭子殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日(以下「令和四年改正法施行日」とい

令和四年四月六日 参議院会議録第十四号

う。)から令和四年六月の期末手当の支給期日までの間に最初に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第二条(第一項第一号イに係る部分に限る。)の規定の例による。この場合において、同条第一項中「期末手当の額に、同月一日(同日)とあるのは「期末手当及び同年十月十四日の衆議院の解散により国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第十一条の四の規定により支給された期末手当の額の合計額に、同年十二月一日(当該期末手当を支給された者のうち同月に期末手当を支給されなかつた者にあつては、当該衆議院の解散の日(同月一日)と、同項第一号イ中「二百二十七・五分の十五」とあるのは「二百六十七・五分の十」とする。

令和四年改正法施行日以後第十一条の四の規定により期末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が、令和四年六月に第十一条の二第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「前項の規定による期末手当の額」とあるのは、「附則第二十項の規定により算定した期末手当の額」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年四月六日

議院運営委員長 福岡 資麿

参議院議長 山東 昭子殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、一般職の国家公務員に令和四年六月に支給される期末手当の特例措置が講じられることに伴い、国会議員の秘書が同月に受ける期末手当等に関する特例措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和四年三月十七日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 山東 昭子殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。附則に次の見出し及び二項を加える。

(令和四年六月に受ける期末手当等に関する特例措置)

23 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日(以下「令和四年改正法施行日」という。)

から令和四年六月の期末手当の支給日までの間に最初に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第二条(第一項第一号イに係る部分に限る。)の規定の例による。この場合において、同条第一項中「期末手当の額に、同月一日(同日)とあるのは、「期末手当及び同年十月十四日の衆議院

の解散により国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)第十四条第四項の規定により支給された期末手当の額の合計額に、同年十二月一日(当該期末手当を支給された者のうち同月に期末手当を支給されなかつた者にあつては、当該衆議院の解散の日(同月一日)とする。

24 令和四年改正法施行日以後第十四条第四項の規定による期末手当を受けた者で、再び議員秘書となつたものが、令和四年六月に同条第一項の規定による期末手当を受けることとなる場合における同条第五項の規定の適用については、同項中「第二項の規定による期末手当の額」とあるのは、「附則第二十三項の規定により算定した期末手当の額」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和四年四月六日

議院運営委員長 福岡 資麿

参議院議長 山東 昭子殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児休業の取得回数制限を緩和しようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
令和四年三月十七日

衆議院議長 細田 博之
参議院議長 山東 昭子殿

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「既に」の下に「二回の」を加え、「当該子の出生の日から国会議員が出生した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該休暇により勤務しなかつた国会職員を除く。)が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 子の出生の日から国会議員が出生した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該休暇により勤務しない国会職員を除く。)が当該子についてする育児休業(次号に掲げる育児休業を除く。)のうち最初のものと及び二回目のもの
二 任期を定めて採用された国会職員がその任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業(当該国会職員が、その任期を更新され、又はその任期の満了後引き続き本属長を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、その更新前の任期の末日又はその採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合

に限る。)

第七条第一項中「この条において」を「この項及び第三項において」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「任用の期間(以下この条及び第十九条において「及び二」という。)」を削り、同条第三項中「にあつては」を「には」に改める。

附則

この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日から施行する。

ウクライナ情勢を受けた経済制裁措置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
令和四年三月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿
牧山ひろえ

ウクライナ情勢を受けた経済制裁措置に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症と並んで、今後の世界経済・日本経済に大きな影響をもたらすことが懸念されるのは、ウクライナ情勢である。ロシアによるウクライナへの軍事行動は決して容認されるべきものでなく、日本も国際社会と協調した対応が今後とも求められる。

ロシアがウクライナに対する侵略を開始したことに對して、G7諸国を始めとする国際社会は、武力行使を禁ずる国際法違反であり、力による一方的な現状変更は断じて認められないとの強い姿勢を明らかにした。そして、ロシア中央銀行の外

貨準備資産の凍結や、国際的な決済ネットワークであるSWIFT(スイフト)からのロシア国内銀行の排除など、ロシアに対する厳しい経済制裁を次々と打ち出しており、日本も、その取組に加わっている。

一 政府においても、国際社会との協調の下で、経済制裁を含むあらゆる措置を講じ、早期の事態沈静化に寄与すべきものと考えるが、ロシアへの経済制裁措置に関する政府の所見を示されたい。

二 SWIFTからの排除を含む経済制裁の導入が明らかにされたことで、通貨ルーブルの下落、ロシア国内での預金の引出しの殺到などが報じられ、欧米の主要格付会社がロシア国債の格付を投機的水準に引き下げるなど、デフォルト(債務不履行)の可能性も指摘されるようになってきている。ロシアに対する極めて厳しい制裁であることを示すものではあるが、その反面

で、制裁を行った日本を含む各国にとつても、ロシアからの原油や穀物類の輸入が滞ることにあり、インフレに拍車を掛けることになるなどの影響が強く懸念されている。

日本では、ウクライナ情勢の悪化以前から、既にエネルギー価格を始め生活必需品の価格は上昇傾向にあり、国民生活や企業経営に影響を及ぼしてきた。今回の事態でエネルギー価格が更に上昇することで、日本経済に打撃を与える可能性も少なくない。現時点において、経済制裁措置が日本経済に与える影響を、政府はどのように見積もっているか。

三 経済制裁措置が発動されたことによる直接的な影響として、日本からロシア国内の在留邦人や日本企業の拠点への送金への支障が挙げられる。また、この情勢が長期化すれば、ロシア向けの貸出債権や投資についても回収が困難とな

る可能性がある。日本の三大メガバンクは近年ロシア向け融資を減らしているものの、最近でも約五千億円の残高があるとされており、損失が生じると収益を押し下げることになる。また、格付が引き下げられたロシア国債を組み入れる投資信託もあり、今後の動向によつては基準価格が下がるなど投資家への影響も懸念される。

現時点において、国内の金融機関や金融サービスの利用者に及ぼす影響を政府はどのように把握しているのか、また、利用者保護に支障が生じないようにどのような政策的対応を講じているのか、示されたい。

右質問する。

令和四年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出ウクライナ情勢を受けた経済制裁措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ウクライナ情勢を受けた経済制裁措置に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、令和四年三月四日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「ロシアのウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、国際社会が結束して毅然と対応することが重要です。(中略)引き続き、国際社会への影響を見極めつつ、ロシアに対して今回のウクライナ侵略のような暴挙には高い代償が伴うことを示すべく、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシアに対する経済制

裁の実効性を確保するべく努めてまいります。」と答弁したとおりである。

二について

お尋ねの「経済制裁措置が日本経済に与える影響については、内外経済状況等様々な要因によって変動するため、一概にお答えすることは困難である。」

三について

お尋ねの「国内の金融機関や金融サービスの利用者に及ぼす影響」については、内外経済状況等様々な要因によって変動するため、一概にお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「政策的対応」については、令和四年三月二日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣が「政府としては、国際社会への影響を見極めつつ、ロシアに対して最大のコストを課すといった観点から、引き続きG7を始めとする国際社会と緊密に連携しつつ対応していく必要があると考えています。その際、今回の措置によって国民生活や日本経済に関する様々な分野への影響が出ることで、これは十分想定されます。政府としても、その動向を注視し、対応すべきものにはしっかりと対応していかなければならない、このように認識をしております。」と答弁したとおりである。

国際協力銀行によるロシア向け投融資についての今後の対応に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年三月二十五日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

令和四年四月六日 参議院会議録第十四号

質問主意書及び答弁書

国際協力銀行によるロシア向け投融資についての今後の対応に関する質問主意書
ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受け、

国際協力銀行(以下「JBIC」という。)の前田総裁は、本年三月三日の記者会見において、「ウクライナで起きていることは通常モードを超えた」として、ロシア向け融資を見直す考えを明らかにされた。政府系金融機関であるJBICは、日本企業が参画する資源開発プロジェクト等に対する融資に取り組んでおり、これまでロシア国内においても石油・天然ガス開発プロジェクトなどへの融資を行ってきた。二〇二一年三月時点でのJBICのロシア向け融資残高は、こうしたプロジェクト等を含めて約千三百億円となっている。

JBICは、民間金融機関を補完しつつ日本及び国際経済社会の健全な発展に貢献する役割を担う政策金融機関であり、紛争当事国でのプロジェクトに対する投融資は適切ではない。加えて、政府が百パーセント出資する法人であることから、融資の返済や利払いが滞った場合にも損失を最小化することが求められる。

一 今回のウクライナ情勢を踏まえて講じているJBICの対応や今後の方針に関する政府の認識を示されたい。

二 このような武力紛争が融資先国で生じた場合に備えた損失最小化のための措置を、JBICは今までもどのように講じてきたのか、政府の認識を示されたい。

三 二〇一四年のロシアによるクリミア半島併合後、それを受けて、JBICの対ロシア支援の方針に変更はあったか。あったのであれば、政府が把握している内容を詳らかにされたい。

右質問する。

令和四年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出国際協力銀行によるロシア向け投融資についての今後の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出国際協力銀行によるロシア向け投融資についての今後の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ウクライナ情勢を踏まえて講じているJBICの対応や今後の方針に関する政府の認識」については、令和四年三月八日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣が「現在のウクライナやロシアの制裁をめぐる動きは極めて流動的でございます。JBICによるロシア関係業務に関する対応についても、その状況を注視していく必要がある、そのように考えてございます。JBICにおきましても、ロシアをめぐる国際社会の動きやロシア国内の状況を踏まえつつ適切に対応されることを期待をしておりますし、いずれにせよ、ロシアをめぐる国際社会の動きやロシア国内の状況を踏まえつつ、G7を始めとする国際社会と連携をしながら、適切に対応してまいりたいと思っております。」と述べているところである。

二について

御指摘の「武力紛争が融資先国で生じた場合に備えた損失最小化のための措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、株式会社国際協力銀行(以下「JBIC」という。)は、株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第十三条第一項第一号の規定に基づき、貸付けに係る資金の償還が確実であると認

められる場合に貸付けを実施することとなっている。その上で、融資取引先が欧米の制裁の対象となった場合に新規貸付けの停止や既貸付けの早期償還を可能とする契約条項(以下「制裁関連条項」という。)を設けるなど、案件の特性を踏まえた債権保全策を講じてきていると認識している。

三について

御指摘の「JBICの対ロシア支援の方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、JBICは、平成二十六年のいわゆるクリミア「併合」後、ロシア連邦に関連する融資案件について、制裁関連条項を設けるなど、同案件の特性を踏まえた債権保全策を講じており、また、必要に応じて外国規制当局に対して制裁への抵触の有無を照会するなど、慎重に対応してきたと承知している。

質上げ税制に係るマルチステークホルダー経営宣言に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年三月二十五日

牧山ひろえ

参議院議長 山東 昭子殿

質上げ税制に係るマルチステークホルダー経営宣言に関する質問主意書

一 大企業向けの質上げ促進税制について、国会で成立した所得税法等の一部を改正する法律では、一定規模以上の大企業に対して、マルチステークホルダー経営宣言をしていることを適用要件とすることとされている。また、一定規模とは、資本金十億円以上、かつ、常時使用する

令和四年四月六日 参議院会議録第十四号 質問主意書及び答弁書

る従業員数千人以上の大企業であると承知している。

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書によれば、令和二年度における賃上げ促進税制の適用法人数は約十万社とのことであるが、マルチステークホルダー経営宣言をしていることが求められる一定規模以上の大企業に該当する企業は、そのうちどれくらいあるのか示されたい。

二 マルチステークホルダー経営宣言の目的の一つとして大企業と取引をする中小企業への還元を後押しする仕組みを実現することが挙げられている。そうであるならば、一定規模以上の大企業に限らず、より広い範囲の企業を対象にすべきではなかったか。また、「一定規模を」資本金十億円以上、かつ、常時使用する従業員数千人以上」と定めた根拠を示されたい。

三 マルチステークホルダー経営宣言の制度設計の詳細については現在検討中であると承知しているが、形式的に宣言の要件を満たしただけでは意味がない。宣言によって実際に中小企業に還元されていることを正確に把握し評価しなければ、制度は形骸化するだけである。マルチステークホルダー経営宣言の目的である、中小企業への還元という点をどのように把握し効果測定するのか、政府の見解を示されたい。

四 賃上げ税制の対象となった企業が、マルチステークホルダー経営宣言に明らかに違背するような行動をとっていた場合、政府は当該企業に對してどのような対応をとるのか。特に、過去控除された税額及び今後控除が予定されていた税額について、どのように取り扱う考えか、見解を示されたい。
右質問する。

令和四年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員牧山ひろえ君提出賃上げ税制に係るマルチステークホルダー経営宣言に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出賃上げ税制に係るマルチステークホルダー経営宣言に関する質問に對する答弁書

一について

御指摘の租税特別措置の適用実態調査においては、適用対象法人数のうち、「資本金十億円以上、かつ、常時使用する従業員数千人以上」の法人の数が集計されていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

賃上げ促進税制においては、民間企業全体にマルチステークホルダーに配慮した経営の実現に向けた機運が高まることを強く期待する観点から、まずは、社会的な責任や影響力が大きい企業として「資本金十億円以上、かつ、常時使用する従業員数千人以上」の企業を、マルチステークホルダーに配慮した経営の方針を公表する対象としている。

三について

お尋ねの「中小企業への還元」については、中小企業の経営環境には様々な要因が複合的に作用するため、マルチステークホルダーに配慮した経営の取組の方針の公表の効果のみを把握し、効果測定することは困難である。

四について

お尋ねの「マルチステークホルダー経営宣言に明らかに違背するような行動」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号 独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 二二円
（本体） 一〇円